

2 5 号建物浴槽濾過装置濾材交換役務

件 名	2 5 号建物浴槽濾過装置濾材交換役務	縮 尺	—
種 別	表 紙	図面番号	1 / 4
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			

仕 様 書

1 役務件名 25号建物浴槽濾過装置濾材交換役務

2 役務場所 千葉県船橋市葉円台3-20-1 陸上自衛隊習志野駐屯地

3 役務概要 浴槽濾過装置濾材交換 一式

本役務で濾材交換を実施する濾過装置については、下表のとおりである。

建物番号	機器名	型 式	数 量	単 位
25	濾過装置	キリク ASF-20BS	1	台

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊習志野駐屯地において実施する「25号建物浴槽濾過装置濾材交換役務」について必要な事項を規定する。
- (2) 本役務は設計図書に記載してある事項のほか、「建築保全業務共通仕様書」及び関係法令等に基づき実施するものとする。
- (3) 本仕様書に記載なき事項で、技術上当然実施すべき事項については、確実に実施するものとする。また、内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 本役務に使用する材料は、仮設材、既設再使用品を除き全て新品を使用し、監督官の検査を受け、合格した物を使用するものとする。
- (5) 受注者は役務を行う場合の駐屯地への立入り及び駐屯地内での行動は、監督官の指示を遵守して行うものとする。
- (6) 許可を受けていない場所への立入りは厳禁とする。
ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。
- (7) 業務時間は、原則として平日の0815から1700までとする。
なお、業務日時を変更する必要がある場合は、事前に承諾を受けるものとする。
- (8) 業務作業者は、その作業内容に応じ、必要な知識及び技能を有すること。また、法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行うものとする。
- (9) 役務期間中は、駐屯地内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施することとし、万一損傷させた場合には速やかに監督官に報告するとともに、受注者の責任において保証するものとする。
- (10) 本仕様書は、当役務関係者以外に貸出、複写及び回覧させてはならないものとし、関連した情報が漏洩した際には、受注者が全て責任をとるものとする。
- (11) 役務写真は、施工前、施工中及び施工後の隠蔽部となる箇所や、主要な作業段階の実施状況、その他監督官の指示するものを撮影し、写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に提出するものとする。
- (12) 交換後回収した濾材は、適切に回収及び処分を実施し、その後マニフェスト（E票）の写しを提出すること。

5 特記仕様

- (1) 受注者は本役務に関して十分な経験と技術を有する者が実施すること。
- (2) 使用濾材及び数量は下表のとおりとする。

なお、パッキン等の消耗品は受注者負担とする。

No.	品 名	規 格	数 量	単 位
1	濾材	フジスーパーセラミック	170	L
2	濾材	大、中、小	200	L

- (3) 本仕様書に記載されている数量及び規格等は参考とし、濾過装置に定められた適切な濾材を交換すること。
- (4) その他、製造メーカーが定める要領に基づくものとする。
- (5) 本役務実施後、監督官立会いのもと試運転を実施し、不具合等の有無を確認すること。
- (6) 受注者は下記に示す書類を作成し、監督官へ提出するものとする。

ア 役務開始届

イ 作業工程表

ウ 現場代理人等氏名通知書

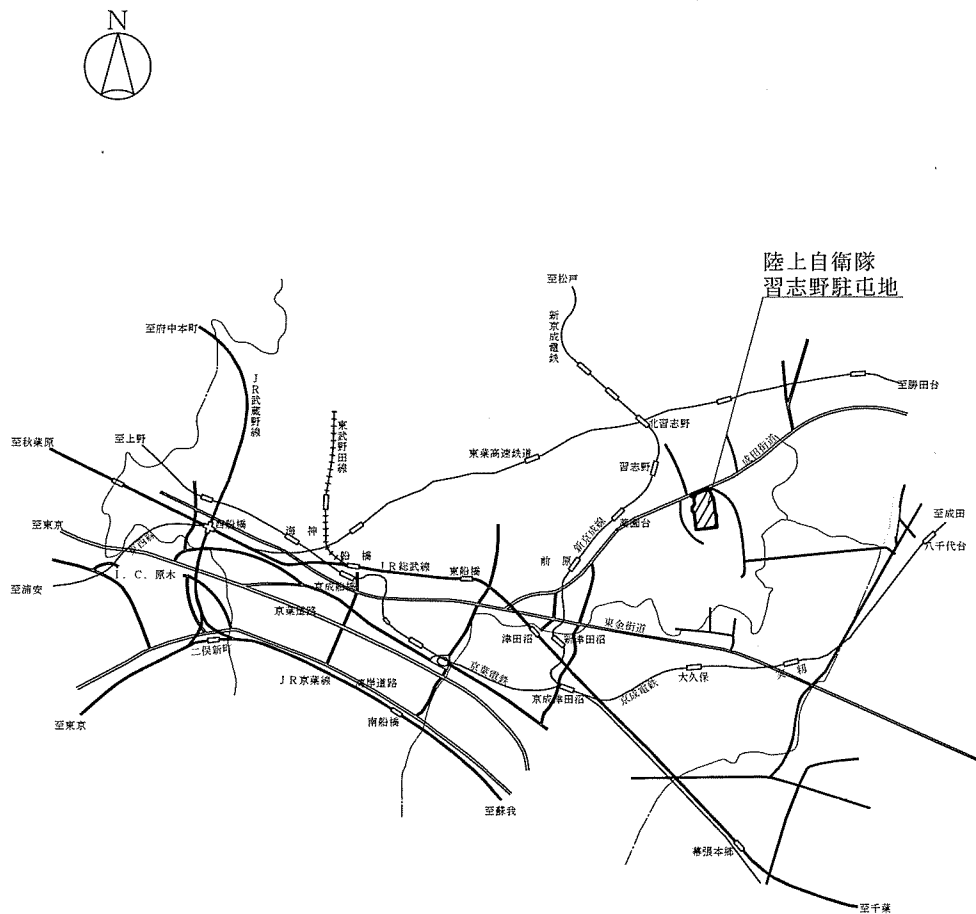
エ 役務完了届

オ 役務写真

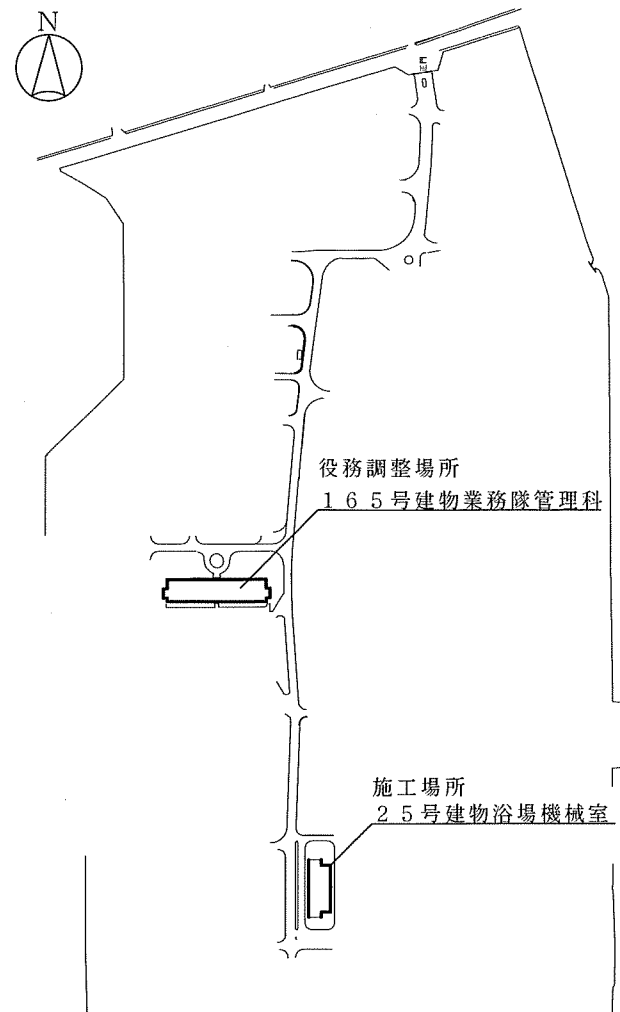
カ マニフェスト（E票）の写し

キ その他監督官が示すもの

件 名	25号建物浴槽濾過装置濾材交換役務	縮 尺	—
種 別	仕様書	図面番号	2 / 4
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			

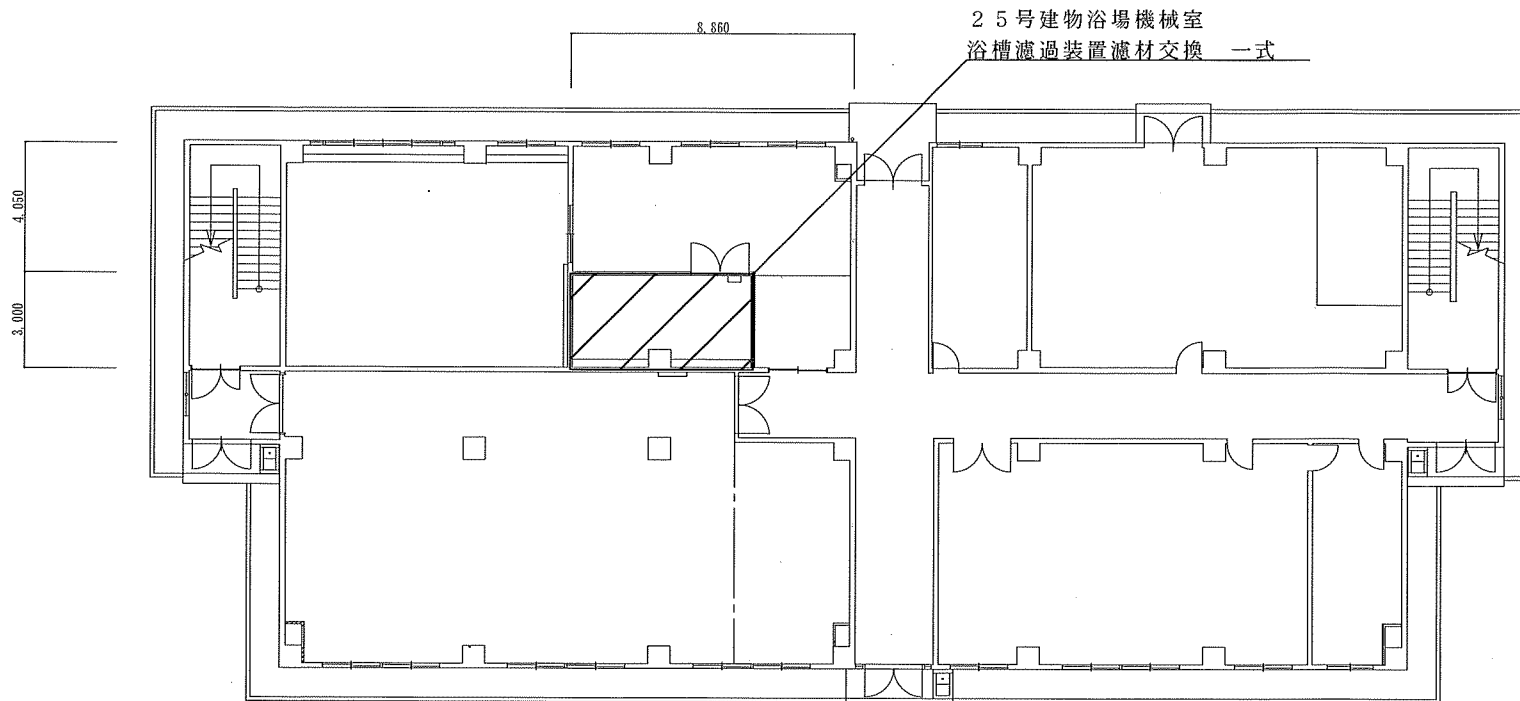
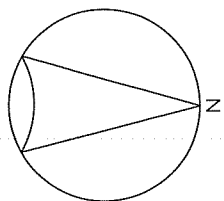


駐屯地案内図 S=1/X



駐屯地配置図 S=1/X

件名	25号建物浴槽濾過装置濾材交換役務	縮尺	—
種別	駐屯地案内図、配置図	図面番号	3 / 4
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			



25号建物1階平面図 S = 1 / X

件 名	25号建物浴槽濾過装置濾材交換役務	縮 尺	図 示
種 別	25号建物平面図	図面番号	4 / 4
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			